

物 件 調 査 書

所在地 滋賀県長浜市西浅井町菅浦580番 外7筆				
最低賃付価格				
面積	台帳面積	—		地目
	公簿面積	5,634.68㎡		
建物	施設名	建築年		現況地目:宅地 登記地目:宅地、畑、公衆用道路
	つつらお荘(本館)	昭和50年		構造等
	ランタの館	平成11年		面積
	レントラ(新館)	平成16年		鉄筋コンクリート造2階建 1,160.09㎡
				鉄骨コンクリート造2階建 586.51㎡
				鉄骨コンクリート造3階建 1,003.73㎡
接面道路の状況 南側:オオラ線 現況幅員 6.0m 舗装有 ※道路幅員は有効幅員				
法令等による制限	都市計画区域	都市計画区域外	特定用途制限地域	
	建 べ い 率	募集要項参照	容 積 率	募集要項参照
私道等の負担に関する事項		負担なし		
供給処理施設状況	区分	利用可能な施設	配管等の状況	事業所名 電 話 番 号
	電気	日本テクノ(株)・関西電力		日本テクノ(株)、関西電力送配電(株) 03-5909-8458 0800-777-8810(コールセンター)
	ガス	プロパン		
	上水道	水道企業団	接面道路配管へ接続済 (南側市道)	長浜水道企業団 0749-62-4101
	下水道	公共下水道	接面道路配管へ接続済 (南側市道)	長浜市下水道事業局下水道施設課 0749-65-1601
現地までの交通機関	鉄道 バス	JR北陸本線 永原駅 (道路距離) 約7km		
備考				
<p>1. 本件は、土地及び建物を一括で譲渡します。上記建物のほかに、自転車小屋、連絡通路等が附属します。</p> <p>2. 電気工作物及び消防設備については専門業者による保守又は点検を受けています。そのほかの設備は点検等していません。</p> <p>3. 開発等(建築を含む。)にあたって、都市計画法、建築基準法及び市条例等により指導がなされる場合があります。当該物件は自然公園法の制限を受ける区域となります。応募される方は、あらかじめ滋賀県自然環境保全課に(0775-528-3481)にご照会ください。 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成工事規制区域に該当します。造成を伴う管理行為にあたっては、許可を要する場合があります。 長浜市景観まちづくり計画に定める琵琶湖沿岸景観形成重点区域に位置します。 土地の形質変更等については、長浜市景観まちづくり計画に定める景観形成基準に配慮するとともに、景観法に基づく届出が必要な場合があります。 土砂災害警戒区域及び一部土砂災害特別警戒区域に該当します。土砂災害特別警戒区域にあつては、特定の開発行為に対する許可や居室を有する建築物の構造規制等があります。</p> <p>4. 電気・ガス・給排水等の設備の改修等が伴う場合は、借受者の負担で整備してください。</p> <p>5. 上水道施設については、南側接道に75mm口径の本管が設置されています。 敷地内の既存の上水道施設は廃止となります。長浜水道企業団で撤去は行いませんので、譲渡先事業者で撤去工事をしていただきます。 水道メーターについては、接道市道の敷地境界部分から 1.0m 以内の検針およびメーターの取替に支障の無い場所に設置してください。 上水道施設の設置・撤去方法等の詳細については事前に長浜水道企業団と協議していただき、設置・撤去に係る費用は、譲渡先事業者が負担していただきます。</p> <p>6. 下水道については、南側接道にある農業集落排水(菅浦地区)に接続されています。 既存の下水道施設を引き続き利用する場合は、敷地境界部分に人孔を譲渡先事業者で設置してください。 敷地境界部分に設置される人孔は長浜市の管理とし、人孔から上流部分は宅内配管となります。 既存施設を利用しない場合は、不明水が流入しないよう適切に閉塞してください。 既存の下水道施設から新たな汚水柵が必要な場合は、下水道施設課に公共汚水ます設置申請を行ってください。 譲渡敷地内に埋設されている下水道施設の撤去が必要であれば、譲渡先事業者で撤去工事をしていただきます。 下水道施設の設置、撤去に係る費用は、譲渡先事業者が負担していただきます。 下水道の利用及び施設の設置・撤去等については、長浜市下水道施設課と協議してください。</p> <p>7. 敷地東側に、消火栓が2基あります。譲渡先事業者で撤去工事をしていただきます。 消火栓の撤去に係る費用は、譲渡先事業者が負担していただきます。</p> <p>8. アスベストについて、本館及びランタの館については使用を確認していますが、詳細な調査は行っていません。</p> <p>9. 本施設の敷地中央付近(別紙参照)に奥びわ湖パークウェイからの排水管が埋設されています。 所有者は、滋賀県(担当:長浜土木事務所木之本支所管理課)で、地役権の設定を予定しています。 施設の建築や解体工事等にあたっては、県と協議してください。</p> <p>9. 当該物件の土壌調査、地盤調査、地下埋設物調査等は行っていません。貸付け後に土壌汚染、地盤沈下、地下埋設物等が発見されても市は一切責任を負いません。</p> <p>10. 開発等にあたって、接道及び排水計画等を見直される場合は事前に道路管理者と協議してください。</p> <p>11. 本物件の耐力度調査(構造耐力、経年による耐力・機能の低下、立地条件による影響等の調査及び老朽化の評価)は行っていません。</p>				

※この物件調書は、応募する方の参考資料です。

※申込みの際は、自らの責任において、現地及び諸規制の調査確認を行ってください。